

■議案第77号 四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成8年4月に供用を開始した江師地区農業集落排水、平成13年4月に供用を開始した宮内地区農業集落排水は、受益者からの使用料収入だけでは維持管理できない状況にあるため、その不足分については一般会計からの繰入金により運営しています。

現在、本町では、下水道等の整備地区以外については合併浄化槽の設置を推進していることから、今後はさらに合併浄化槽の設置が普及していく見込みであるため、それぞれの施設を使用する住民の負担の均衡を図る観点から農業集落排水使用料の改定を行うものです。

【改定内容】

使用料の額は四万十町公共下水道と同じ料金とし、世帯の人数による料金体系から、水道使用量による料金体系に変更します。

また、受益者分担金についても公共下水道と同じ料金とします。

併せて、字句の修正等を行います。

基本料金		世帯人数（1人増すごとに）				
		1人	2人	3人	4人	5人
改定前	1,720 円	290 円	290 円	290 円	290 円	290 円
改定後	1,452 円	13 m ³	6 m ³	6 m ³	6 m ³	6 m ³

使用料の例

世帯人数	1人（13 m ³ ）	2人（19 m ³ ）	3人（25 m ³ ）	4人（31 m ³ ）	5人（37 m ³ ）
改定前	2,010 円	2,300 円	2,590 円	2,880 円	3,170 円
改定後	1,452 円	2,244 円	3,096 円	3,972 円	4,908 円

【新旧対照表】

改正後	改正前
(使用開始等の届出) 第 12 条 略 2 当該施設の利用者に変更があった場合は、当事者が遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。この場合において、新たに利用者となった者は、従前の利用者の地位を継承する。 (利用者の管理責任) 第 14 条 利用者は、善良な利用者の注意をもって施設の管理に支障を及ぼす<u>おそれ</u>のある油脂類、薬物類及び粗大物が汚水に混入しないよう排水設備を管理しなければならない。 2～4 略 (使用料の徴収及び期日) 第 15 条 <u>使用料は、四万十町公共下水道条例（平成 18 年四万十町条例第 155 号）第 17 条第 1 項の規定に準じて算定した額を利用者から徴収する。</u> <u>2 前項の使用料を算定する際に適用する利用者が排除した汚水の量は、水道の使用水量とする。ただし、水道水以外の水を使用している一般家庭については、当該世帯の人数に応じ、別表第 1 に定める量を合計した量とする。</u> <u>3</u> 使用料は、納入通知書による納付又は集金若しくは口座振替の方法によって毎月徴収する。ただし、町長が必要と認めるときは、随時に徴収することができる。 4 略	(使用開始等の届出) 第 12 条 略 2 当該施設の利用者に変更があった場合は、当事者が遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。この場合において新たに利用者となった者は、従前の利用者の地位を継承する。 (利用者の管理責任) 第 14 条 利用者は、善良な利用者の注意をもって施設の管理に支障を及ぼす<u>恐れ</u>のある油脂類、薬物類及び粗大物が汚水に混入しないよう排水設備を管理しなければならない。 2～4 略 (使用料の徴収及び期日) 第 15 条 <u>使用料は、別表第 1 の定めるところにより算定した金額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）を利用者から徴収する。</u> <u>2 前項の</u>使用料は、納入通知書による納付又は集金若しくは口座振替の方法によって毎月徴収する。ただし、町長が必要と認めるときは、随時に徴収することができる。 3 略

改正後	改正前																																																	
(分担金) 第 18 条 <u>受益者分担金</u>の額は、別表第 2 に定める金額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）とする。 別表第 1（第 15 条関係） <table><tr><th><u>世帯の人数</u></th><th><u>使用者が排除した汚水の量</u></th></tr><tr><td><u>1 人目</u></td><td><u>1 人につき 13 m³</u></td></tr><tr><td><u>2 人目以降</u></td><td><u>1 人につき 6 m³</u></td></tr></table> ※<u>世帯の人数</u>は、当該月の末日現在の住民基本台帳登録人数とする。 別表第 2（第 18 条関係） <table><tr><th>区分</th><th><u>分担金の額</u></th></tr><tr><td>受益者分担金</td><td><u>排水設備 1 個につき 47,620 円</u></td></tr></table> 別表第 3（第 22 条関係） <table><tr><th><u>区分</u></th><th>手数料</th></tr><tr><td rowspan="2">排水設備工事指定業者の指定審査手数料</td><td><u>新規 1 件につき 20,000 円</u></td></tr><tr><td><u>更新 1 件につき 10,000 円</u></td></tr><tr><td rowspan="2">責任技術者登録手数料</td><td><u>新規 1 件につき 5,000 円</u></td></tr><tr><td><u>更新 1 件につき 3,000 円</u></td></tr></table>	<u>世帯の人数</u>	<u>使用者が排除した汚水の量</u>	<u>1 人目</u>	<u>1 人につき 13 m³</u>	<u>2 人目以降</u>	<u>1 人につき 6 m³</u>	区分	<u>分担金の額</u>	受益者分担金	<u>排水設備 1 個につき 47,620 円</u>	<u>区分</u>	手数料	排水設備工事指定業者の指定審査手数料	<u>新規 1 件につき 20,000 円</u>	<u>更新 1 件につき 10,000 円</u>	責任技術者登録手数料	<u>新規 1 件につき 5,000 円</u>	<u>更新 1 件につき 3,000 円</u>	(分担金) 第 18 条 <u>使用者分担金</u>の額は、別表第 2 に定める金額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）とする。 別表第 1（第 15 条関係） <u>使用料</u> <u>(1) 一般家庭（1 か月当り）</u> <table><tr><th><u>区分</u></th><th><u>使用料の額</u></th></tr><tr><td><u>世帯平均割額</u></td><td><u>一世帯につき 1,720 円</u></td></tr><tr><td><u>利用者均等割額</u></td><td><u>一人につき 290 円</u></td></tr></table> ※<u>利用者の人数</u>は、当該月の末日現在の住民基本台帳登録人数とする。 <u>(2) 業務用（四万十町簡易水道使用量による。）</u> <table><tr><th colspan="2"><u>使用料の月額</u></th><th rowspan="2"><u>摘要範囲</u></th></tr><tr><th><u>基本料</u></th><th><u>超過料金</u></th></tr><tr><td><u>20 m³ まで 2,480 円</u></td><td><u>1 m³につき 130 円</u></td><td><u>業務用</u></td></tr></table> 別表第 2（第 18 条関係） <u>分担金</u> <table><tr><th>区分</th><th><u>排水設備 1 個につき</u></th></tr><tr><td>受益者分担金</td><td><u>76,190 円</u></td></tr></table> 別表第 3（第 22 条関係） <u>指定業者の指定手数料</u> <table><tr><th colspan="2"><u>種別</u></th><th>手数料</th></tr><tr><td rowspan="2">排水設備工事指定業者の指定審査手数料</td><td><u>新規（1 件につき）</u></td><td><u>20,000 円</u></td></tr><tr><td><u>更新（〃）</u></td><td><u>10,000 円</u></td></tr><tr><td rowspan="2">責任技術者登録手数料</td><td><u>新規（〃）</u></td><td><u>5,000 円</u></td></tr><tr><td><u>更新（〃）</u></td><td><u>3,000 円</u></td></tr></table>	<u>区分</u>	<u>使用料の額</u>	<u>世帯平均割額</u>	<u>一世帯につき 1,720 円</u>	<u>利用者均等割額</u>	<u>一人につき 290 円</u>	<u>使用料の月額</u>		<u>摘要範囲</u>	<u>基本料</u>	<u>超過料金</u>	<u>20 m³ まで 2,480 円</u>	<u>1 m³につき 130 円</u>	<u>業務用</u>	区分	<u>排水設備 1 個につき</u>	受益者分担金	<u>76,190 円</u>	<u>種別</u>		手数料	排水設備工事指定業者の指定審査手数料	<u>新規（1 件につき）</u>	<u>20,000 円</u>	<u>更新（〃）</u>	<u>10,000 円</u>	責任技術者登録手数料	<u>新規（〃）</u>	<u>5,000 円</u>	<u>更新（〃）</u>	<u>3,000 円</u>
<u>世帯の人数</u>	<u>使用者が排除した汚水の量</u>																																																	
<u>1 人目</u>	<u>1 人につき 13 m³</u>																																																	
<u>2 人目以降</u>	<u>1 人につき 6 m³</u>																																																	
区分	<u>分担金の額</u>																																																	
受益者分担金	<u>排水設備 1 個につき 47,620 円</u>																																																	
<u>区分</u>	手数料																																																	
排水設備工事指定業者の指定審査手数料	<u>新規 1 件につき 20,000 円</u>																																																	
	<u>更新 1 件につき 10,000 円</u>																																																	
責任技術者登録手数料	<u>新規 1 件につき 5,000 円</u>																																																	
	<u>更新 1 件につき 3,000 円</u>																																																	
<u>区分</u>	<u>使用料の額</u>																																																	
<u>世帯平均割額</u>	<u>一世帯につき 1,720 円</u>																																																	
<u>利用者均等割額</u>	<u>一人につき 290 円</u>																																																	
<u>使用料の月額</u>		<u>摘要範囲</u>																																																
<u>基本料</u>	<u>超過料金</u>																																																	
<u>20 m³ まで 2,480 円</u>	<u>1 m³につき 130 円</u>	<u>業務用</u>																																																
区分	<u>排水設備 1 個につき</u>																																																	
受益者分担金	<u>76,190 円</u>																																																	
<u>種別</u>		手数料																																																
排水設備工事指定業者の指定審査手数料	<u>新規（1 件につき）</u>	<u>20,000 円</u>																																																
	<u>更新（〃）</u>	<u>10,000 円</u>																																																
責任技術者登録手数料	<u>新規（〃）</u>	<u>5,000 円</u>																																																
	<u>更新（〃）</u>	<u>3,000 円</u>																																																